

公安委員会定例会議開催状況

- 1 開催日 令和3年11月4日（木）
- 2 開催場所 警察本部大会議室 公安委員会室
- 3 出席者
 - (1) 公安委員会
町田委員長 高橋委員 五十嵐委員
 - (2) 警察本部
本部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長
情報通信部長 首席監察官 警察学校長
訟務室長 生活安全企画課長 交通規制課長 運転管理課長 運転管理課聴聞官
公安委員会室長
- 4 議事の概要
 - (1) 報告事項
 - ア 狩猟期における各種事件・事故防止対策の推進について
警察本部から、「令和3年11月15日から令和4年2月28日までの狩猟期における猟銃等に係る誤射、暴発等の事件・事故の防止を徹底するため、県・市町村、地区猟友会等の関係機関・団体と連携の上、猟銃等所持者に対する啓発活動及び指導取締りを推進する。」と報告があった。
委員から、「過去5年間に発生した違反は、どのようなものか。」と質問があり、警察本部から、「保管義務違反が多く、例えば、自宅では銃と弾を別々に保管しなければいけないところ一緒に保管していた事案等である。」と回答があった。
また、委員から、「猟友会の人数が減少していると聞くが、県内の状況はどうなっているか。」と質問があり、警察本部から、「昨年度、狩猟者登録数は3,231人、銃砲所持許可数は4,480丁となっており、いずれも5年前と比べてやや減少している。」と回答があった。
 - イ 解体予定建物を使用した災害警備訓練について
警察本部から、「令和3年11月5日、伊勢崎市宮子町地内において、部隊対処能力の向上を図るため、解体予定の事務所建物を使用した実戦的な災害警備訓練を実施する。」と報告があった。
委員から、「県内でも土石流災害が発生しているので、被災者が出ないように

訓練をしていただきたい。」、「大事な訓練となるので、けがをしないように実施していただきたい。」と意見があった。

(2) 決裁事項

ア 運転免許証の更新処分に対する審査請求の受付について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

イ 警察職員の職務執行に対する苦情の処理について

警察本部から、令和3年6月4日及び同年8月24日付けで受理した警察職員の職務執行に対する苦情の処理方針について説明があり、決裁した。

ウ 群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例について

警察本部から、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が令和4年3月15日に施行され、クロスボウの所持許可制度が整備されることに伴い、クロスボウの所持許可、所持許可の更新、クロスボウの取扱いに関する講習会の受講申込み等の手数料について規定する必要があるため、条例の一部を改正する。」と説明があり、決裁した。

委員から、「規制内容について、周知徹底していただきたい。」と意見があった。

また、委員から、「クロスボウは、これまで規制されていなかったのか。」と質問があり、警察本部から、「改正前の法律では、規制されていなかった。」と回答があった。

エ 新設・廃止信号機関連の交通規制について

警察本部から信号機の新設・廃止及び関連する交通規制について説明があり、決裁した。

オ 指定自動車教習所に対する行政処分について

警察本部から上記の件について説明があった。

委員から、「教習指導員資格者となるための条件は何か。」と質問があり、警察本部から、「年齢が21歳以上で、過去3年以内に交通事故で禁錮以上の刑に処せられたことがなく、公安委員会が定める審査に合格した者であり、有資格後も年1回の研修を受講する必要がある。」と回答があった。

カ 行政処分の意見聴取結果について

警察本部から、当日実施した運転免許行政処分対象事案7件の意見聴取結果及び4件の聴聞結果について説明があり、決裁した。